

取調べの可視化 ニュース (通算第32号)

2016
第3号
2016.5.1

今号の特集

- ・「取調べ可視化時代の弁護実践」第18回刑事弁護経験交流会の報告
- ・「志布志事件を繰り返すな」鹿児島市民集会の報告

編集責任：取調べの可視化本部

「取調べ可視化時代の弁護実践」 第18回刑事弁護経験交流会の報告

宮崎県弁護士会 川谷 慎一郎

はじめに

2016年3月5日、宮崎において、第18回刑事弁護経験交流会「取調べ可視化時代の弁護実践」が開催されました。

交流会は、事例報告とパネルディスカッションの2部構成で行われました。

事例報告

(1) 中西祥之弁護士(長崎県弁護士会)の事例報告

強制わいせつ致傷事件において、犯行態様の一部に記憶がなく、否認したという事例が報告されました。否認部分については、自白の検面調書が作成されており、同調書に対し、弁護側が不同意の意見を述べたことから(ただし、任意性は争わない)、信用性立証のため、取調べDVDが証拠請求され、採用されました。

(2) 久保山博充弁護士(宮崎県弁護士会)の事例報告

強盗致傷事件において、捜査段階では一貫して自白していた被告人が、起訴後、犯人性を否認した(真犯人に脅迫され、身代わりになったと主張)という事例が報告されました。

本事例では、誘導的取調べが行われたことを示すため、取調べ担当警察官への反対尋問において、取調べの具体的なやり取りにつき質問し、記憶がないと答えた警察官に対し、記憶喚起のためとして、

当該取調べの録画部分を上映するという方法が取られた点が特徴的でした。ただ、上映部分が細切れであったため、裁判体の理解は得られなかったという点です。

(3) 速水渉弁護士(宮崎県弁護士会)の事例報告

非現住建造物等放火事件において、捜査段階で自白していたところ、公判では否認し、責任能力も争った結果、無罪を勝ち取ったという事例が報告されました。

当事者鑑定において、取調べDVDが重要な資料となることが指摘されました。また、検察官が自白の信用性を立証するために取調べDVDを証拠請求し、採用されましたが、判決では、取調べでの供述態度が信用性を否定する事情として挙げられたということでした。

(4) 遠山大輔弁護士(京都府弁護士会)の事例報告

知的障害を有する少年の現住建造物等放火事件において、誘導的な取調べが行われた事例が報告されました。

取調べが少年をおたてながら、狙いどおりの供述をさせるといって取調べが行われており、いわゆる供述弱者の事例においては、取調べが録画されていたとしても、任意性ないし信用性が問題となることと十分にあり得ることが指摘されました。また、取調べの全過程録画を申し入れることの重要性が指摘されました。

パネルディスカッション

パネリストは小坂井久弁護士(大阪弁護士会)、青木孝之弁護士

(東京弁護士会)、遠山大輔弁護士、久保山博充弁護士、コーディネーターは前田裕司弁護士(宮崎県弁護士会)が務めました。

取調べ対応についてどのようにアドバイスすべきかという点については、署名押印拒否だけでは不十分であり、原則として黙秘をアドバイスすべきという意見が述べられました。また、黙秘の解除を検討すべきケースとして、いわゆるリカバリーシヨットの場合、状況証拠に照らし本人の合理的説明が必要な場合、正当防衛等の抗弁を主張する場合は挙げられました。

そして、会場発言として、松浦里美弁護士(宮崎県弁護士会)から、黙秘解除が奏功した事例が紹介されました。殺人未遂被疑事件において、黙秘を指示し、被疑者の記憶が整理されたところで、「包丁を示したら被害者に刺さってしまった」との言い分を記載した検面調書を作成し、意見書と共に検察官に提出した後、黙秘を解除したという事例でした(傷害で起訴され、執行猶予付き判決)。この事例を受けて、青木弁護士が紹介された「被疑者・被告人が話をする相手は弁護人である」という言葉が印象的でした。

DVDが実質証拠として証拠請求されたときの対応については、現在の実務の流れからすると、実質証拠としての利用を排除することは困難であるという意見が述べられました。この点では、原則黙秘することによって証拠化を防ぐという方法が有効であるという意見も出されました。なお、参考人



事例に基づき、活発な議論が行われた

「志布志事件を繰り返すな」 鹿児島市民集会の報告

取調べの可視化本部副本部長 前田 裕司(宮崎県弁護士会)

2016年4月2日、鹿児島県弁護士会主催、九州弁護士会連合会、日本弁護士連合会、志布志無罪国賠弁護団、叩き割り国賠弁護団、接見国賠弁護団等の共催による「志布志事件を繰り返すな」えん罪事件の教訓は生かされてきたのか」と題する市民集会在鹿児島県市町村自治会館で開催されました。

この集会は、志布志事件に関連する3つの国賠訴訟のうち、最後に提起された「志布志無罪国賠訴訟」が2015年5月に国家賠償を認める判決の確定により終結したことを機に、えん罪事件の当事者である志布志事件の元被告人の方々、布川事件の桜井さん、近く再審無罪判決が出される東住吉事

件(青木さん、足利事件の菅家さん、強姦事件で鹿児島地裁の有罪判決を受け福岡高裁宮崎支部で逆転無罪となった岩本さん)からそれぞれの体験の報告を受けた上で、我が国における刑事司法の課題と対策について考えることを目的とした集会でした。

当日は、えん罪被害者のほか、えん罪事件を支援している部落解放同盟の安田聡さん、志布志事件当時鹿兒島勤務だった朝日新聞記者の大久保真紀さん、無罪国賠訴訟で意見書を作成した心理学者の村山満明さん、2016年4月に日本版イノセントプロジェクトを創設した立命館大学の研究者の稲葉光行さん、志布志事件を支援し、警察の不祥事を追求してきた元北

DVDが検察官から任意性・信用性判断のために証拠請求されたときの対応については、取調べ状況を踏まえた上で、任意性ないし信用性が否定された事例が紹介されました。信用性の判断に関しては、取調べでの供述状況の分析を供述心理学の専門家に依頼することにより、新たな視点を提供できるとの意見が述べられました。

海警方面本部部長の原田宏二さん、鹿児島大学教授で接見国賠訴訟の意見書を作成した刑事法学者の指宿信さん、元裁判官の木谷明さん、弁護士の佐藤博史さんや五十嵐二葉さんらが、えん罪から学ぶ刑事司法の課題を語られました。

市民集会で初めて発言された青木さんにはマスコミの取材が殺到し、弁護人からのインタビューの中で、苦しかった当時の取調べの状況を振り返り、取調べの可視化と弁護人による援助の必要性を強く訴えられました。学生を含む200人を超える参加者があり、えん罪の根絶に向け、それぞれの立場から運動を展開しようという決意した集会となりました。

聴取のDVDが実質証拠として刑事訴訟法321条1項2号後段で請求され、採用された事例も紹介されました。

弁護人のDVDの利用法については、専門医に提供する資料としての有用性が指摘されました。また、弁護人から証拠請求することも想定されますが、実際に効果を挙げたといえる事例については、今後の実践を待つ必要があるということでした。

DVDの取調べを要旨の告知(再生なし又は一部再生)で行うことは是非については、否定的な意見が述べられました。

地まで、多くの皆さまに来ていただき、ありがとうございました。今後も、会員間で、具体的な弁護活動の情報を共有し、可視化時代に対応した弁護実践について議論していくことが必要であると実感しました。